

建築物

最終更新日 令和2年3月23日

法第2条第一号

農業用、園芸用のビニールハウス等の取扱い

- 1 農業用、園芸用のビニールハウスで次に該当するものは建築物として取扱わない。
 - (1) 作物の育成、栽培のために設置され、作業従事者以外の者が利用しない施設であること。
 - (2) 屋根が容易に取外しできるビニールシート等の材料で覆われていること。
- 2 犬小屋、鶏舎等で次に該当するものは建築物として取扱わない。
 - (1) 人の出入りができない程度のもの又は床面積が10㎡未満のもの。

参 考